

# パーパスでんき 電気供給約款

パーパススマートパワー株式会社

2016年6月

# 電気供給約款

## 目次

I 総則.....	4
1. 適用.....	4
2. 供給約款の変更.....	5
3. 定義.....	5
4. 単位および端数処理.....	6
5. 実施細目.....	6
II 契約の申込み.....	6
6. 需給契約の申込み.....	6
7. 需給契約の成立および契約期間.....	7
8. 需要場所.....	7
9. 需給契約の単位.....	8
10. 電気の需給開始.....	8
11. 供給の単位.....	9
III 契約種別および料金.....	9
IV 料金の算定および支払い.....	9
12. 料金の適用開始の時期.....	9
13. 検針および計量.....	9
14. 料金の算定期間.....	9
15. 料金の支払義務および支払期日.....	9
16. 料金その他の支払方法.....	10
17. 保証金.....	10
18. 債権譲渡.....	10
V 使用および供給.....	11
19. 適正契約の保持.....	11
20. お客さまからの電気需給契約の解約.....	11
21. 当社からの解約.....	11
22. 電気需給にともなうお客さまの協力.....	12
23. 調査への協力.....	13
24. 違約金.....	13
25. 供給の中止または使用の制限もしくは中止.....	14
26. 損害賠償の免責.....	14
27. 設備の賠償.....	15

VI 契約の変更および終了.....	15
28. 需給契約の変更.....	15
29. 名義の変更.....	15
30. 需給契約の終了.....	15
31. 需給開始後の需給契約の終了または変更にもなう料金および工事費の精算....	16
32. 契約終了後の債権債務関係.....	16
VII 供給方法および工事.....	16
33. 供給設備等の施設.....	16
34. お客さまの電気工作物の使用.....	17
VIII 工事費等の負担.....	17
35. 工事費等の負担.....	17
36. 需給開始に至らないで電気需給契約を解約する場合等の費用の申し受け.....	17
IX 保安.....	17
37. 保安の責任.....	17
38. 保安等に対するお客さまの協力.....	17
39. 調査および調査に対するお客さまの協力等、委託.....	18
40. 検査または工事の委託.....	18
X 一般条項.....	19
41. 不可抗力.....	19
42. プライバシーポリシー.....	19
43. 届出.....	19
44. 通知.....	19
45. お客さまの承諾.....	19
46. 暴力団排除に関する条項.....	20
47. 分離可能性.....	21
48. 管轄裁判所.....	21
49. 消費税法改正の場合の取扱い.....	21
50. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用.....	21
51. 燃料費調整.....	22

## I 総則

### 1. 適用

(1) パーパススマートパワー株式会社（以下「当社」といいます。）が需給契約を締結されたお客さまに対し、需要場所において、低圧の電気を供給する場合の供給条件は、この電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）に準じます。

なお、本供給約款は、当社が第三者を介して電気を供給する場合の、当社および当該第三者とお客さまとの関係においても適用されるものとします。

(2) 本約款は、次に記載された地域に適用します。

① 東北エリア管内

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県

② 東京エリア管内

群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県の富士川以東

③ 中部エリア管内

長野県、愛知県、岐阜県（飛騨市、郡上市、関ヶ原町を除く）、三重県（熊野市（飛鳥町、有馬町、育生町、五郷町、井戸町、金山町、神川町、木本町、紀和町、久生屋町）以南の地区を除く）、静岡県の富士川以西

④ 関西エリア管内

京都府、大阪府、滋賀県、兵庫県（赤穂市福浦を除く）、奈良県、和歌山県、福井県（三方郡美浜町以西）、三重県（新鹿町、磯崎町、大泊町、須野町、二木島里町、二木島町、波田須町、甫母町、遊木町を除く熊野市以南）、岐阜県不破郡関ヶ原町の一部

⑤ 中国エリア管内

鳥取県、島根県（隠岐諸島〔島後、中ノ島、西ノ島、知夫里島〕を除きます。）、岡山県、広島県、山口県（見島を除きます。）、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部

⑥ 四国エリア管内

香川県（小豆郡、香川郡直島町を除く）、徳島県、愛媛県（新居浜市別子山、越智郡上島町、今治市（伯方町・上浦町・大三島町・宮窪町・吉海町・関前）を除く）、高知県

⑦ 九州エリア管内

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

(3) ただし、前項に定める地域内であっても、離島は除きます。

## 2. 供給約款の変更

当社は、この供給約款の内容を変更することがあります。この場合、当社はあらかじめその効力発生時期を定め、かつこの供給約款を変更する旨、変更後の供給約款の内容およびその効力発生時期を当社が適切と考える方法（ホームページ等）により周知することとします。効力発生時期が到来した後の電気の供給条件は、変更後の供給約款によります。

## 3. 定義

次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

### (1) 低圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

### (2) 電灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みません。）をいいます。

### (3) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

### (4) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

### (5) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

### (6) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

### (7) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。

### (8) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

### (9) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

### (10) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第16条第1項に定める賦課金をいいます。

#### (11) 一般送配電事業者

1. 適用(2)において定める地域の一般送配電事業を営むことについて 電気事業法第3条の許可を受けた事業者をいいます。

#### 4. 単位および端数処理

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

#### 5. 実施細目

この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。なお、一般送配電事業者が、託送供給等約款の実施上、お客さまと協議することが必要であると判断した事項については、別途お客さまと一般送配電事業者との間で協議をしていただきます。

## II 契約の申込み

#### 6. 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款の内容を承諾のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
- (2) 当社は、次の場合には、お客さまからの申込みの全部または一部を承諾しないことがあります。
  - イ お客さまがこの供給約款の内容を承諾しないとき。
  - ロ 法令、電気の需給状況、一般送配電事業者の供給設備の状況、お客さまの料金の支払状況その他によって当社の業務の遂行上支障があるとき。
- (3) 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通

じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を書面により申し出ていただきます。

#### 7. 需給契約の成立および契約期間

(1) 需給契約は、当社が、お客さまからの申込みを承諾したときに、この供給約款の定めに従い、お客さまと当社との間で成立します。

(2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了の1カ月前までに本契約の解約または変更の申し出がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

なお、解約による違約金はございません。

#### 8. 需要場所

1需要場所は次に記す基準により定義する。

##### 基準

(1) 柵、塀等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であり、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものを1需要場所とします。

(2) (1) によりがたい場合で、独立した1建物を1需要場所とします。

ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有しているものを1需要場所とします。

また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所とします。

(3) (1) または(2) によりがたい場合で下記にあてはまるものを1需要場所とします。

##### イ 居住用の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、当社は、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、当社は、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

イ) 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。

ロ) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。

ハ) 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

##### ロ 居住用以外の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、当社は、各部分をそれぞれ1 需要場所とすることができます。この場合には、当社

は、共用する部分を原則として1 需要場所といたします。

#### ハ 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、当社は、ロに準ずるものいたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、当社は、居住用部分に限りイに準ずるものいたします。

#### ニ その他

構内に属さず、かつ、建物から独立して施設される街路灯等の場合は、当社は、施設場所を1需要場所とすることができます。

### 9. 需給契約の単位

当社は、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

ただし、電灯または小型機器と動力をあわせて使用する需要の場合は、複数の電気需給契約を締結することができます。

### 10. 電気の需給開始

(1)当社は、お客さまとの電気需給契約が成立したときには、需給開始に必要な手続きを経たのち、需給開始日より電気を供給します。

この場合の需給開始日は、以下のとおりとし、すみやかに電子メール、郵便等にてお客さまに通知します。

① 他の小売電気事業者からの切り替えにより需給を開始する場合は、原則として、所定の手続きを完了した後に到来する電気の検針日とします。

ただし、記録型計量器が設置されている場合はこの限りではありません。

② 引越し（転入）等の理由で、新たに電気の需給を開始する場合は、原則として、お客さまの希望する日とします。

ただし、いずれの事業者とも契約関係がない状態で当該需要場所にて電気の使用を開始し、後に当社との需給契約が成立した場合には、その使用を開始した日とします。

(2)当社は、一般送配電事業者に起因する事由、天候、用地交渉、停電交渉、その他のやむを得ない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことがあります。

そのような場合には、あらためてお客さまおよび一般送配電事業者と協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。



## 11. 供給の単位

当社は、次の場合を除き、1 電気需給契約につき、1 供給電気方式（当社から電気を供給する方式で、①交流単相2線式（一般家庭用） 対地電圧100V ②交流単相3線式（一般家庭用） 対地電圧100V ③交流3相3線式（動力用） 対地電圧200V等をいう。）、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給します。

イ 共同引込線（複数の電気需給契約に対して1 引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合

ロ その他技術上、経済上やむを得ない場合

## III 契約種別および料金

契約種別および料金については別表にて記載します。

## IV 料金の算定および支払い

### 12. 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始日から適用いたします。

### 13. 検針および計量

検針および計量は、一般送配電事業者が自らの託送供給等約款に定めるところに従い行うものとします。

### 14. 料金の算定期間

料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の需給開始時における料金の算定期間は、需給開始日から直後の検針日の前日までの期間とし、需給契約の終了時における料金の算定期間は、直前の検針日から契約の終了日の前日までの期間といたします。

### 15. 料金の支払義務および支払期日

(1) 1ヵ月の電気料金の支払義務発生日（電気料金についてお客さまと当社との間で具体的な債権債務が確定した日をいいます。）は、当該1ヵ月の電気の計量日以降に計算する電気料金の請求日とします。ただし、お客さまが電気需給契約を解約した場合の、前回の電気の計量日から解約日までの電気料金の支払義務発生日は、解約日以降に計算される当該期間分の電気料金の請求日とします。

(2) 前項にかかわらず、需給契約が終了した場合は、お客さまの料金の支払義務は、終了日に発生するものといたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の終了日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

- (3)お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- (4)支払期日は、当社が指定した様式により予めお客さまに通知した日といたします。
- (5)支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに1日延伸いたします。

#### 16. 料金その他の支払方法

口座振替、口座振込、コンビニ支払、クレジットカード等当社指定、若しくは協議の上、決定します。

#### 17. 保証金

- (1)当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してもなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

イ) 他の需給契約（既に契約終了しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してもなお支払われなかった場合

ロ) 支払期日を経過してもなお料金を支払われないことが予想される場合

ハ) 賃貸住宅の場合

- (2)予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。
- (3)当社は、需給契約が終了した場合またはお客さまが支払期日を経過してもなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。
- (4)当社は、保証金に利息を付しません。
- (5)需給契約が終了した場合には、保証金をお返しいたします。

#### 18. 債権譲渡

当社は、支払方法として口座振替、口座振込、コンビニ支払、クレジットカードを選択されたお客さまの電気料金を、当社指定の金融機関に債権譲渡し、お客さまは当該債権譲渡につき、異議なく承諾するものとします。

## V 使用および供給

### 19. 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、お客さまに速やかに需給契約を適正なものに変更していただきます。

### 20. お客さまからの電気需給契約の解約

#### (1) 引越し（転出）等の理由による電気需給契約の解約

イ お客さまが、引越し等の理由により電気需給契約を解約しようとする場合は、あらかじめその解約を希望する日（以下「解約希望日」といいます。）を定めて、当社所定の方法で当社に申し出ていただきます。当社は、お客さまの申し出をもとに、一般送配電事業者に対して、解約希望日に電気需給契約を解約するために必要な手続きを行います。

ロ 当社は、以下の場合を除き、電気需給契約はお客さまが申し出た解約希望日を解約日とします。

当社がお客さまの解約の申し出を、実際に使用を廃止した日以降に受けた場合は、原則としてその申し出を受け付けた日を解約日とします。

ハ 当社の責めとならない理由（災害等不可抗力による場合を除きます。）により電気需給契約を解約するために必要な処置ができない場合は、電気需給契約は解約するための処置が可能となった日を解約日とします。

#### (2) 他の小売電気事業者への契約切り替えによる解約

イ お客さまが当社との電気需給契約を解約し、新たに他の小売電気事業者から電気供給を受ける場合には、新たな小売電気事業者に対し契約の申し込みをしていただきます。

ロ 当社は、当該小売電気事業者からの依頼を受け、お客さまと当社との電気需給契約を解約するために必要な処置を行います。

この場合、電気需給契約は、新たな小売電気事業者からお客さまへの電気の供給が開始される日を解約日とします。

### 21. 当社からの解約

(1) 電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解除することがあります。なお、この場合にはその旨をお客さまにお知らせいたします。

(2) お客さまが需給契約の終了を(1)による通知をされずに、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は終了するものといたします。

(3) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまとの間の需給契

約を解除することができます。なお、この場合には、解除日の15日前までに解除日を明示し、お客さまに対して①解除された場合には電気の供給が止まること、②特定小売供給が義務付けられている一般送配電事業者に対し、特定小売供給を申し込むという方法により電気の供給を受けられる場合があることを説明いたします。

イ お客さまが支払期日を経過してもなお料金を支払わない場合

ロ お客さまが他の需給契約（既に契約満了しているものを含みます。）の支払期日を経過してもなお料金を支払わない場合

ハ その他この供給約款によって負う義務を履行しない場合

(4) お客さまが(3)で通知された解除日の前日までに電気の供給の停止となった事実を解消した場合は、供給を再開するものといたします。

## 22. 電気需給にともなうお客さまの協力

### (1) 立入業務への協力

一般送配電事業者は、当社が本約款による電気需給契約遂行上必要と認める場合、および一般送配電事業者が電気業務上必要と認める場合には、お客さまの承諾を得てお客さまの土地もしくは建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまの求めに応じ、係員は所定の証明書を提示します。

### (2) 電気の使用にともなう協力

お客さまの電気使用により、次の原因等で第三者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただきます。特に必要がある場合には、お客さまの負担で、一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設します。

イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

(3) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(2) に準じて取り扱います。なお、この場合の連系条件は、一般送配電事業者が定める系統連系に関する契約要綱等によります。

### (4) 制限および中止への協力

当社が、25.（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって、お客さまの電気の使用を制限もしくは中止する場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていた

できます。

(5) 必要な用地の提供の協力

電気の供給にともない一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について協力をしていただきます。

(6) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を一般送配電事業者へ通知していただきます。この場合には、一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をします。

イ お客さまが、引込線、計量器等その他お客さまの需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ お客さまが、お客さまの電気工作物（発電、変電、送電、配電または電気使用のために設置する機械、器具、ダム、水路、貯水池、電線路その他の工作物）に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

ハ お客さまが、一般送配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、一般送配電事業者が保安上必要と認めるときは、その期間について、一般送配電事業者は、イに準じて、適当な処置をします。

(7) お客さまが、一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を一般送配電事業者へ通知していただきます。この場合において、保安上特に必要があるときには、一般送配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

(8) 一般送配電事業者は、必要に応じて、電気の供給に先だち、受電電力を遮断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行ないます。

## 23. 調査への協力

(1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を一般送配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた登録調査機関に通知していただきます。

(2) 一般送配電事業者は、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査するにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾を得て電気工作物の配線図を提示していただきます。

## 24. 違約金

お客さまが次のいずれかに該当し、そのために当社が、託送供給にかかわる料金の全部または一部の支払いを免れたとして、託送供給等約款に基づき一般送配電事業者か

ら、違約金の支払いを求められた場合、お客さまは、当社の求めに応じて、速やかにその違約金相当額を、当社に支払っていただきます。

イ 需要場所以外で電気を使用された場合

ロ 電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合

ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ニ 低圧電力の場合で、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用された場合

## 25. 供給の中止または使用の制限もしくは中止

(1) 次の場合には、供給時間中に、一般送配電事業者により、電気の供給を中止し、または一般送配電事業者もしくは当社の要請に基づきお客さまによる電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

イ 異常漏水等により電気の需給上やむをえない場合

ロ 一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合

ハ 一般送配電事業者の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合

ニ 非常変災（地震・風水害、火山の噴火、毒劇物や放射能による災害などの緊急事態）の場合

ホ その他電気需給上または保安上問題があると判断した場合

(2) (1) の場合には、当社または一般送配電事業者は、あらかじめその旨を公告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

## 26. 損害賠償の免責

(1) 当社が電気を提供する場合であっても、電気の送配電はすべて、供給設備を維持および運用する一般送配電事業者が自らの託送供給等約款に基づき行うものであり、25.（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1) によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合であっても、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(2) 25.（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を停止した場合または21.（当社からの解約）によって需給契約を解除した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3) 漏電その他の事故が生じた場合であっても、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

ん。

- (4) 一般送配電事業者が維持および運用している電気工作物、電気機器その他の設備について、当社はお客さまに対して何らの責任を負いません。
- (5) 前各項において、一般送配電事業者の責めとなる理由があることをもって、当社の責めとなる理由があることにはならないものとします。

## 27. 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したとして、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から賠償金の支払いを求められた場合、お客さまは、当社の求めに応じて、速やかにその求められた賠償金相当額を当社に支払っていただきます。

## VI 契約の変更および終了

### 28. 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める、新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

### 29. 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が指定する方法によって申し出ていただきます。

### 30. 需給契約の終了

- (1) お客さまが電気の使用を終了しようとする場合は、あらかじめその終了期日を定めて、当社に通知していただきます。当社から連絡を受けた一般送配電事業者は、原則として、お客さまから通知された終了期日に電気の供給を終了させるための適当な処置を行いません。この場合、必要に応じてお客さまに協力していただきます。
- (2) 需給契約は、当社からの解除等および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された終了期日に終了いたします。
  - イ 当社がお客さまの終了通知を終了期日の翌日以降に受けた場合は、それを旧一般電気事業者に通知した日に需給契約が終了するものといたします。
  - ロ 当社がお客さまの終了通知を終了期日前に受けた場合であっても、当社の責めとならない理由により、終了期日までに、一般送配電事業者に通知することができないときは、一般送配電事業者に通知した日に需給契約が終了するものといたします。

す。

ハ イおよびロにかかわらず、当社、および一般送配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により電気の供給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は電気の供給を終了させるための処置が可能となった日に契約満了するものとしたします。

### 31. 需給開始後の需給契約の終了または変更にもなう料金および工事費の負担

お客さまが、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を終了しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合において、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から料金および工事費等の支払いを求められた場合には、お客さまにその工事費を負担していただきます。

### 32. 契約終了後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の解約によっては消滅いたしません。なお、これには支払義務発生日の到来していないものも含まれます。

## Ⅶ 供給方法および工事

### 33. 供給設備等の施設

(1) 以下に掲げるものの施設は、一般送配電事業者の託送供給等約款に定めるところにより供給および工事を行うものとします。

イ 電気の供給地点に至るまでの供給設備

ロ お客さまの電気設備との接続に要する引込線

ハ 供給地点からお客さまの引込開閉器に至るまでの配線

ニ 引込線を取り付けるため需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物

ホ 料金の算定上必要な計量器およびその付属装置（計量器箱、変成器、変成器の二次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）

へ 給電指令上必要な通信設備等

ト 需要場所の電流制限機等

チ その他電気の供給に必要な設備

(2) (1)の設備の施設にかかわる費用負担および所有権の帰属は、一般送配電事業者の託送供給等約款に定めるとおりです。

(3) お客さまは(1)の設備の施設場所を一般送配電事業者は無償で提供していただきます。



#### 34. お客さまの電気工作物の使用

一般送配電事業者は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、その電気工作物を無償で使用することができるものとします。

### VIII 工事費等の負担

#### 35. 工事費等の負担

- (1) 一般送配電事業者の託送供給等約款に定めるところに従い、お客さまに対する電気の供給に関し、当社がその負担により設備を施設し、または工事費を一般送配電事業者を支払う場合、お客さまは、当社の求めに応じて、速やかにその設備の施設費用相当額および工事費負担金（設備の施設費用とあわせて以下「工事費等」といいます。）相当額を、当社に支払っていただきます。
- (2) (1)において当社が設備の施設または工事費の負担により取得した設備の所有権は、お客さまがその工事費等相当額を当社に支払わない限り、お客さまに移転しないものとします。なお、一般送配電事業者は、お客さまに電気を供給するため、無償で当該設備を使用することができるものとします。

#### 36. 需給開始に至らないで電気需給契約を解約する場合等の費用の申し受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって電気需給開始に至らないで電気需給契約を解約または変更する場合は、当社は、一般送配電事業者から請求された費用の実費をお客さまから申し受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に多額の費用を要し、当該金額を一般送配電事業者から請求されたときは、その実費を申し受けます。

### IX 保安

#### 37. 保安の責任

- (1) 一般送配電事業者は、供給地点に至るまでの供給設備（一般送配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）ならびに計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。
- (2) 当社は、電気工作物、電気機器その他の設備について、保安の責任を負わず、故障、事故等が生じた場合であっても、一切の責任を負いません。

#### 38. 保安等に対するお客さまの協力

- (1) お客さまは以下の場合に、一般送配電事業者および当社に速やかにその旨を通知していただきます。

- イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異常もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
  - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響をおよぼすような物件の設置、変更または修繕工事をする場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者および当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をした後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、速やかにその内容を一般送配電事業者または当社に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、一般送配電事業者の求めに応じてその内容を変更していただくことがあります。
- (3) 必要に応じて需給開始に先だち、供給電力を遮断する開閉器の操作方法等についてお客さまと一般送配電事業者とで協議していただきます。

### 39. 調査および調査に対するお客さまの協力等、委託

- (1) お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについては、一般送配電事業者が法令および一般送配電事業者の託送供給等約款で定めるところにより、調査いたします。
- (2) 一般送配電事業者は、(1)の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。この場合、一般送配電事業者は、委託先の名称、所在地および委託した業務内容等を書面等によりお客さまにお知らせいたします。
- (3) 前2項の場合、一般送配電事業者または登録調査機関は、必要があるときは、お客さまからその承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。なお、お客さまは、一般送配電事業者または登録調査機関の係員に対し、所定の証明書の提示を求めることができます。
- (4) お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、速やかにその旨を当社および一般送配電事業者または登録調査機関に通知していただきます。

### 40. 検査または工事の委託

- (1) お客さまは、保安上必要な電気工作物の検査を一般送配電事業者に申し込んだ場合において一般送配電事業者が検査をしたときは、一般送配電事業者の求めに応じて、検査料として実費を速やかに支払っていただきます。

(2)お客さまは、保安上必要な電気工作物の工事を一般送配電事業者に申し込んだ場合において、一般送配電事業者が当該工事を受託したときは、一般送配電事業者の求めに応じて、当該工事にかかわる費用を速やかに支払っていただきます。

## **X** 一般条項

### 41. 不可抗力

当社は、合理的な制御が不可能な事情（火災、台風、地震、洪水、津波その他の非常変災、戦争、テロ、暴動、内乱、ストライキ、サーバーのダウン、法令の制定改廃、交通機関の停止、銀行システムの停止、一般送配電事業者の停止、疫病の流行を含みます。）に起因する履行遅滞または履行不能については、お客さまに対し、いかなる責任も負わないものとします。

### 42. プライバシーポリシー

当社は、別途お客さまに関する個人情報の取り扱いに関する方針を定め、その定めるところにより、個人情報を取り扱います。

### 43. 届出

お客さまは、申込事項に変更が生じた場合、速やかに当社に対して変更事項を届け出ていただきます。

### 44. 通知

当社からお客さまへの通知は、44.（届出）に基づき当社に届け出られた住所に宛てて、書面の郵送その他当社が適当と判断する方法により行うものとします。お客さまが、44.（届出）の届出を怠ったため、当社からの通知が延着した場合、または到達しなかった場合、当該通知は、通常到達すべき日時に到達したものとみなします。また、お客さまが当該届出を怠ったためにお客さまに損害が生じた場合、当該損害について、当社は一切責任を負いません。

### 45. お客さまの承諾

(1)(2)に定める場合を除き、当社がお客さまと新規に需給契約を締結する場合および既存の需給契約の内容を変更する場合、電気事業法第2条の13第1項に定める供給条件の説明（以下「供給条件の説明」といいます。）電気事業法第2条の13第2項に定める契約締結前の書面交付（以下「契約締結前の書面交付」といいます。）、この供給約款および電気事業法第2条の14第1項に定める契約締結後の書面交付（以下「契約締結の書面交付」といいます。）を以下のとおり行うことについて、お客さまにはあらかじめ承諾していただきます。

- イ 供給条件の説明、契約締結前の書面交付およびこの供給約款の交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
  - ロ 契約締結後の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行い、小売電気事業者の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (2) 需給契約の内容の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の実質的な変更をとまなわない変更である場合には、当社は、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することができ、契約締結後の書面交付については、これを交付しないことができるものとするを、お客さまにはあらかじめ承諾していただきます。

#### 46. 暴力団排除に関する条項

- (1) お客さまは、当社に対し、自己ならびに自己の役員および従業員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、ならびに次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。
- イ 暴力団員等が経営を支配し、または実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - ロ 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - ハ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - ニ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) お客さまは、当社に対し、自己または第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わないことを確約していただきます。
- イ 暴力的な要求行為。
  - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
  - ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手

の業務を妨害する行為。

ホ その他、上記に準ずる行為。

- (3) 当社は、お客さまが(1)および(2)の確約に違反し、または違反していると合理的に疑われる場合、催告その他何等の手續を要することなく、需給契約を解除することができるものとします。なお、当社は、お客さまに対し、かかる合理的な疑いの内容および根拠を何等説明し、または開示する義務を負わないものとし、需給契約の解除に起因または関連してお客さまに損害が生じた場合であっても、一切責任を負いません。

#### 47. 分離可能性

この供給約款のいずれかの規定が何らかの理由により無効となる場合であっても、この供給約款の他の規定が無効となるものではありません。また、この供給約款のある規定に裁判所において無効とされる部分が含まれる場合であっても、当該規定は有効となるために必要な限度において限定的に解釈されるものとします。

#### 48. 管轄裁判所

電気需給契約にかかわる訴訟については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 49. 消費税法改正の場合の取扱い

消費税法が改正された場合、当社は、当該改正消費税法に則り電気料金を計算の上、お客さまから申し受けます。この場合、消費税等相当額および消費税率も改正消費税法によるものとします。

#### 50. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

- (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日（記録型計量器の場合は4月の計量日から翌年の4月の計量日の前日）までの期間に使用される電気に適用いたします。

#### (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1ヵ月の使用電力量に 1. (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出たときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。お客さまからの申出の直後の4月

の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5 項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日（記録型計量器の場合は4月の計量日から翌年の4月の計量日の前日）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、円とし、その端数は、切り捨てます。

#### 51. 燃料費調整

燃料費調整相当額は該当する月におけるお客さまが契約される地域を管轄している旧一般電気事業者から分離した小売電気事業者が公表している燃料費調整額と同等のものとしします。